

津和野町における 子育てサービス関係事業 創業や業種拡大を応援

補助金上限 **400万円**
補助対象経費×10分の10

家事代行サービス業

ハウスキーパー業

認可外の
居宅訪問型保育事業
(ベビーシッター) 等

詳しくは、

津和野庁舎 商工観光課
でんわ 0856-72-0652

サイトは
こちらから



津和野町子育てサービス関係スタートアップ支援事業補助金 (要綱抜粋版)

スタートアップ支援事業：

創業もしくは既存の会社が新分野を開業することを支援する事業のこと

津和野町における少子化の改善と保育環境の充実を図るため、津和野町内において家事代行サービス業、ハウスキーパー業及び認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）等町内の子育て世帯を支援するための事業分野にスタートアップ支援事業を行おうとする法人、個人事業者を支援する。

(補助金の額)

補助対象経費（消費税額は含まないものとする。）の10分の10以内とする。ただし、1法人及び1個人事業者の受け取ることのできる補助対象経費の上限額は、400万円とする。

(補助対象費用)

- (1) 事務所等の取得及び改装・借上に係る費用
- (2) 機器の購入及び借上費用
- (3) 事務用品の購入費用
- (4) 登記等の費用
- (5) ホームページの開設及び職員募集等に係るPR費用
- (6) その他町長が認めた費用

※事業所等の借り上げ料を経費とする場合は、事業開始日から12月以内を限度とする

(交付対象者)

津和野町内において少子化の改善と保育環境の充実を図ることを主たる目的として、事業所等の設置または新事業を計画する法人及び個人事業者であること。

(補助金の申請)

補助金の申請は、1法人及び1個人事業者（同列会社に関しても1事業所のみとする）につき**1回限り**。交付対象者は、津和野町子育てサービス関係スタートアップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業を始める14日前までに、津和野町商工会(以下「商工会」という。)を通じて町長に提出しなければならない。

■必要となる書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)、(2)納税証明書、(3)補助対象経費の明細書類の写し
- (4) レンタル等に係る契約書の写し 等

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。